

**和歌山県水土里情報システム
運用管理規程**

和歌山県水土里情報活用推進協議会

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (基本要件)	1
第4条 (著作権等)	1
第2章 利用	2
第5条 (利用)	2
第3章 運用管理	2
第6条 (データ管理)	2
第7条 (システム管理)	2
第8条 (ユーザ管理)	2
第9条 (セキュリティ対策)	2
第10条 (研修等)	2
第4章 その他	3
第11条 (協議)	3
第12条 (遵守)	3

和歌山県水土里情報システム運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県水土里情報活用推進協議会（以下、「協議会」という。）における和歌山県水土里情報システムの運用管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下の各号の定めによるものとする。

- (1) 和歌山県水土里情報システム（以下、「システム」という。）とは、和歌山県水土里情報活用推進協議会が利用機関に提供するソフトウェアをいう。
- (2) 和歌山県水土里情報システムデータ（以下、「データ」という。）とは、和歌山県土地改良事業団体連合会（以下、「和土連」という）が水土里情報利活用促進事業、食糧供給基盤保全管理対策支援事業で整備した地図情報、および協議会会員から借用した地図情報をいう。
- (3) 利用機関とは、協議会会員であってシステムおよびデータを利用する市町村、土地改良区、県、国、その他農業関係機関をいう。

(基本要件)

第3条 本システムの運用管理にあたっては、機密性および完全性を確保するものとする。

(著作権等)

第4条 システムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、和土連が許諾を得ている第三者が有するものとする。

- 2 システムに登録されているデータの著作権および工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、当該データの権利者が有するものとする。なお、印刷物および二次著作物等の要件その他取扱いについては、当事者間で協議の上決定するものとする。

第2章 利用

(利用)

第5条 協議会は、この規程に基づき、運用管理基準、利用基準等を定め、本システムの安全かつ適正な運用管理を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の運用管理基準、利用基準等に基づき、利用機関が安全かつ適正に本システムを利用するために必要な事項を定めた利用契約を締結するものとする。

第3章 運用管理

(データ管理)

第6条 協議会は、データ管理を行うための基準等を定め、データの参照・更新等に係る権限によらない不正なデータ利用がないよう、安全かつ適正にデータ管理を行うものとする。

(システム管理)

第7条 協議会は、システム管理を行うための基準等を定め、安全かつ適正にシステム管理を行うものとする。

(ユーザ管理)

第8条 協議会は、ユーザ管理を行うための基準等を定め、安全かつ適正にユーザ情報および権限等を管理するものとする。

(セキュリティ対策)

第9条 協議会は、セキュリティ対策を行うための基準等を定め、セキュリティを確保するために必要な対策を実施するものとする。

(研修等)

第10条 協議会は、利用機関を対象として、本システムを安全かつ適正に利用するために必要な研修等を実施するものとする。

第4章 その他

(協議)

第11条 この規程に定めのない事項および定めた項目について疑義が生じた場合には、協議会において、その解決にあたるものとする。

(遵守)

第12条 本システムを運用管理する協議会および利用機関は、この規程並びにこの規程に基づいて定められた基準等を遵守するとともに、日本国憲法、その他の国内法令を遵守するものとする。

附則

この規程は、平成24年5月8日より施行する。